

条例第7号

八尾市立中小企業サポートセンター条例

(設置)

第1条 市内で事業を営む者等への経営革新、販路開拓、技術力向上、地域資源を生かした新たな事業創出等の支援施策を通じて、産業振興を図るとともに地域経済の発展に寄与するため、本市に八尾市立中小企業サポートセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八尾市立中小企業サポートセンター

位置 八尾市清水町一丁目1番6号

(事業)

第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経営革新、販路開拓、技術・製品開発、人材確保・育成等の相談事業に関すること。
- (2) 経営支援等の情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 創業を支援すること。
- (4) 企業間連携を支援すること。
- (5) 産業支援セミナーの開催及び産学官連携による研究を支援すること。
- (6) センターの施設の利用に関すること。
- (7) 前各号に規定するもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 前条に規定する事業を実施するため、センターに次の施設を置く。

- (1) 支援室
- (2) インキュベートルーム
- (3) セミナールーム
- (4) 多目的室

(開館時間等)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、インキュベートルーム、セミナールーム及び多目的室の使用ができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、インキュベートルームについては、市長が必要と認めるときは、延長して使用することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、第1項の開館時間及び前項に規定する使用ができる時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、インキュベートルームについては、市長が必要と認めるときは、休館日においても使用することができる。

(使用の許可)

第7条 支援室を除くセンターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）をする場合において必要があると認めるときは、当該使用許可に条件を付することができる。

3 インキュベートルームの使用ができる者は、本市の産業振興に寄与することが期待される事業を営む者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 現に事業を営んでいない者又は中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）で起業後5年未満のもの（新たな事業分野へ進出する場

合は、起業後5年以上であるものを含む。)

(2) インキュベートルームを退去した後、市内で事業を開始し、又は継続する具体的な予定がある者

4 市長は、使用許可を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許可をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) センターの設置の目的にそぐわないと認められるとき。

(4) 祭事等の宗教行事又は布教活動に該当すると認められるとき。

(5) 入会、寄附等の勧誘その他これに類する行為（市長が特に認めるものを除く。）を伴う活動に該当すると認められるとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(7) 前各号に規定するもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

（使用許可の期間等）

第8条 インキュベートルームの使用許可の期間は、1年以内とする。

2 前項の使用許可の期間又はこの項の規定により更新された使用許可の期間は、1年以内で更新することができる。この場合において、引き続くこととなる使用許可の期間は、3年を超えてはならない。

3 市長は、セミナールーム及び多目的室について必要があると認めるときは、同一の者による日を連続した使用を制限することができる。

（インキュベートルーム使用者等審査会）

第8条の2 市長は、インキュベートルームの使用許可をしようとするとき、及びその更新の許可をしようとするときは、八尾市立中小企業サポートセンターインキュベートルーム使用者等審査会（次項において「審査会」という。）を置き、その意見を聴かなければならない。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（使用許可の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を変更し、若しくは取り消し、又は使用の中止若しくは退去を命ずることができる。

(1) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例、この条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。

(2) 使用者が当該使用の目的に違反して使用したとき。

(3) 使用者が使用許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって使用許可を受けたとき。

(4) 当該使用が第7条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(5) 公益上やむを得ない理由又は天災地変その他の避けることのできない理由により必要があると認められるとき。

2 前項の規定により使用者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

（入館の制限）

第10条 市長は、センターに入館する者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(1) センターの施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

(2) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

（使用料等）

第11条 セミナールーム及び多目的室の利用者は、別表第1に定める使用料を当該使用の開始までに納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、当該使用料は、当該使用の終了後に納付することができる。

2 インキュベートルームの利用者は、別表第2に定める使用料（月の途中で使用を開始し、又は終了した場合の当該月の使用料は、日割計算による。）について、毎月末日までに翌月分を納付しな

なければならない。ただし、月の途中で使用を開始する場合の当該月の使用料は、当該使用の開始の前日までに納付しなければならない。

3 インキュベートルームの利用者は、別表第2に定める保証金を当該使用の開始の前日までに納付しなければならない。

4 前項に規定する保証金は、利用者がインキュベートルームを退去する際に、無利子で還付する。ただし、未納の使用料、第16条第2項に規定する費用又は第17条に規定する損害賠償金があるときは、その額を控除した額を還付する。

(使用料の免除)

第12条 市長は、規則の定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、使用許可を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置等の禁止)

第15条 利用者は、センターの施設に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第16条 利用者は、その使用を終了し、又は第9条第1項の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用の中止若しくは退去を命ぜられたときは、直ちに当該使用に係るセンターの施設を原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が利用者に代わってこれを行い、それに要した費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償義務)

第17条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設を損壊し、又は滅失したときは、市長の指示に従いこれを原状に復し、又はそれにより生じた損害を市に賠償しなければならない。

(報告等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、インキュベートルームの利用者に対し、事業等の実施状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年5月2日から施行する。ただし、多目的室に係る規定は、規則で定める日から施行する。

(平成26年4月規則第33号で、同26年4月30日から施行)

(準備行為)

2 この条例によるセンターの事業の実施について必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(使用料の経過措置)

3 消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税の税率又は地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率の改正に伴い、別表第1及び別表第2に規定する使用料の算定に関し必要となる経過措置は、市長が定める。

附 則(平成25年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第3号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月4日条例第20号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月22日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 第3条、第5条から第13条まで、第15条、第18条、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第30条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料等について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

- (1) 八尾市文化会館条例別表第1号及び第2号
- (2) 八尾市立中小企業サポートセンター条例別表第1及び別表第2
- (3) 八尾市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例別表第2
- (4) 八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例別表
- (5) 八尾市斎場条例別表
- (6) 八尾市納骨堂条例第7条第2項及び第9条
- (7) 八尾市まちなみセンター条例別表
- (8) 八尾市都市公園条例別表第3第1項及び第3項並びに別表第4
- (9) 八尾市立南木の本防災公園条例別表第3及び別表第4第1項
- (10) 八尾市立埋蔵文化財調査センター条例第4条の8第2項
- (11) 八尾市生涯学習センター条例別表第1第1号及び第2号
- (12) 八尾市立総合体育館条例別表第1項及び第2項
- (13) 八尾市立南木の本防災体育館条例別表
- (14) 八尾市立山本球場条例別表第1項及び第2項
- (15) 八尾市立市民運動広場設置条例別表
- (16) 八尾市立青少年運動広場設置条例別表
- (17) 八尾市立歴史民俗資料館設置条例別表第2項
- (18) 安中新田会所跡旧植田家住宅条例別表第2及び別表第3
- (19) 八尾市立屋内プール条例別表第1項
- (20) 八尾市立大畑山青少年野外活動センター条例別表
- (21) 八尾市立テニス場設置条例別表第1号

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1 (第11条関係)

区分	金額			
	午前 (9時から 12時まで)	午後 (13時から 17時まで)	夜間 (18時から 21時まで)	全日 (9時から 21時まで)
セミナールーム	1,200円	1,600円	1,200円	4,000円
多目的室	1,200円	1,600円	1,200円	4,000円

備考

- 1 準備、後片づけ等に要する時間は、使用時間に含める。
- 2 使用料の額は、この表の使用料の額に、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を加算して得た額 (その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。) とする。

別表第2（第11条関係）

区分		金額（月額）	
インキュベートルーム	使用料	個室	1 部屋 20,000円
		共同利用室	1 区画 5,000円
	保証金	それぞれにおける月額使用料の3月分に相当する額	

備考 使用料の額は、この表の使用料の額に、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を加算して得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。